改正後

設計変更に伴う契約変更事務取扱要領運用方針及び留意事項

第2条関係(設計変更)

こと。なお、設計変更については、別に定める「土木工事設計変更ガイドライン」(平成3 0年3月7日付第201700291931号県十整備部長通知)を参考とすること。

第3条関係 (別途契約と契約変更)

- 物を追加して施工する場合、工事区間外に延長して工事を施工する場合等、本来別途契約す ることが適当な場合をいう。
- 2 契約変更する場合においては、別途契約の可否を十分検討し、安易に増工しないこと。
- 3 別途契約とする場合において、随意契約によることができるのは、地方自治法施行令第1 67条の2第1項各号に掲げる場合に限られ、「随意契約の運用について」(昭和42年4 月1日付発出第131号出納長通知)により運用することとされているが、特命随意契約に よることができる場合は概ね次のような場合とし、関連契約を理由に安易に適用しないこ
- (1) 既契約の工事を施工するため設置されている施工施設(運搬路、桟橋、動力設備、コン クリート設備、ケーブルクレーン及び施工建物等)を利用して工費の節減が見込まれる とき。
- (2)特殊工事で特定業者でなければ施工が困難なとき。
- (3)工事箇所の地理的条件により隣接箇所で施工中の請負者でなければ円滑な工事進捗が期 しがたいとき。
- (4)災害その他緊急な事態により直ちに工事を施工する必要がある場合で競争入札に付す暇 がないとき。
- 4 「変更前の請負代金」とは、当初請負代金をいう。

第4条関係(契約変更の手続)

1 「請負代金」とは、変更前の直近の請負代金をいう。

改正前

設計変更に伴う契約変更事務取扱要領運用方針及び留意事項

第2条関係(設計変更)

1 「設計変更」は、原則として設計図書作成時に予測できなかったものに限定して運用する│ 1 「設計変更」は、原則として設計図書作成時に予測できなかったものに限定して運用する こと。なお、設計変更については、別に定める「事務合理化要領」(昭和48年5月10日 付発管第164号十木部長通知)の適用があること。

第3条関係 (別途契約と契約変更)

- 1 「現に施工中の工事と分離して施工することが適当なもの」とは、工事区間内で工事目的| 1 「現に施工中の工事と分離して施工することが適当なもの」とは、工事区間内で工事目的 物を追加して施工する場合、工事区間外に延長して工事を施工する場合等、本来別途契約す ることが適当な場合をいう。
 - 2 契約変更する場合においては、別途契約の可否を十分検討し、安易に増工しないこと。
 - 3 別途契約とする場合において、随意契約によることができるのは、地方自治法施行令第1 67条の2第1項各号に掲げる場合に限られ、「随意契約の運用について」(昭和42年4 月1日付発出第131号出納長通知)により運用することとされているが、特命随意契約に よることができる場合は概ね次のような場合とし、関連契約を理由に安易に適用しないこ
 - (1) 既契約の工事を施工するため設置されている施工施設(運搬路、桟橋、動力設備、コン クリート設備、ケーブルクレーン及び施工建物等)を利用して工費の節減が見込まれる とき。
 - (2) 特殊工事で特定業者でなければ施工が困難なとき。
 - (3)工事箇所の地理的条件により隣接箇所で施工中の請負者でなければ円滑な工事進捗が期 しがたいとき。
 - (4)災害その他緊急な事態により直ちに工事を施工する必要がある場合で競争入札に付す暇 がないとき。

第4条関係(契約変更の手続)

1 「請負代金」とは、変更前の直近の請負代金をいう。

この要領は、平成31年1月1日から適用する。